

船舶事故等調査報告書

平成25年5月30日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|----------------------------------|---|
| 事故等番号 | 2012広第210号 |
| 事故等種類 | 衝突 |
| 発生日時 | 平成24年10月23日（火） 16時10分ごろ |
| 発生場所 | 岡山県笠岡市白石島東方沖 笠岡市所在の白石島港沖防波堤東灯台から真方位100° 2,000m付近 （概位 北緯34° 24.5′ 東経133° 32.4′） |
| 事故等調査の経過 | 平成24年11月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 | A 海上タクシー ^{みさ} 海紗丸、4.9トン OY3-24260（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 ^{はじめ} 第六丸、4.8トン OY3-20905（漁船登録番号）、個人所有 |
| 乗組員等に関する情報 | A 船長A、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 |
| 死傷者等 | なし |
| 損傷 | A 右舷船首外板に小破口を伴う擦過傷 B 右舷船尾一部破損 |
| 事故等の経過 | A船は、船長Aが1人で乗り組み、白石島港を出港して笠岡市真鍋島港へ向かい、白石島北方沖で笠岡市北木島布越崎の先端付近に針路を定め、舵輪手前の椅子に腰を掛け、速力約26ノット（kn）（対地速力、以下同じ。）で手動操舵によって南東進した。 船長Aは、針路を南東に定めたのち、前方にB船を視認したが、白石島東方沖で左舷方から接近する船1隻を左転して避航し、原針路に戻した頃、携帯電話の着信記録に気付き、相手を確認して電話を掛け直そうとして携帯電話に注意を向けて航行中、ふと前方を見たところ船首方約5～6mにB船を認めて左舵を取ったが、平成24年10月23日16時10分ごろA船の右舷船首部とB船の右舷船尾部が衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、船尾から長さ約130mの漁具を伸ばし、北木島北方沖で針路を南東に定め、速力約3.5knで小型底びき網漁に従事中、目測で1,000m以上の後方を高速で接近するA船を認めたが、A船が避航してくれるものと思い、同じ針路で操業を続けていたところ、その後も針路を変えずに接近するのを見て急いで漁具のロープを緩めて増速しながら右舵一杯としたが、A船とB |

| | |
|---|---|
| | 船が衝突した。 |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 3、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の末期、波高 約0.5～1.0m |
| その他の事項 | B船は、船橋に汽笛（電子ホーン）を備えていたが、船尾で操船していた船長Bが、自船の至近に高速で接近するA船を見て避航動作をとることに精一杯であり、船橋へ移動して汽笛を鳴らす時間的余裕がなかった。 |
| 分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析 | A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし A船は、白石島東方沖を南東進中、船長Aが、B船を視認していたものの、携帯電話の着信記録に気付き、相手を確認して電話を掛け直そうとして携帯電話に注意を向け、B船の動静監視を適切に行っていなかったことから、B船に向けて航行を続け、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、白石島東方沖を小型底びき網漁に従事しながら南東進中、船長Bが、後方から接近するA船を視認していたものの、A船が避航するものと思ひ込み、衝突直前まで針路及び速力を保持して航行を続けていたことから、A船と衝突したものと考えられる。 |
| 原因 | 本事故は、白石島東方沖において、A船が南東進中、B船が小型底びき網漁に従事しながら南東進中、船長AがB船の動静監視を適切に行わず、また、船長Bが、後方から接近するA船を視認していたものの、A船が避航するものと思ひ込み、衝突直前まで針路及び速力を保持して航行を続けていたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。 |
| 参考 | 今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・航行中は、接近する他船に対して見張りを適切に行い、衝突を避けるための動作を余裕のある時期にとること。 |